環境省入札心得(物品役務総合評価落札方式)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約(工事に係るものを除く。)に係る一般競争又は指名競争(以下「競争」という。)を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1)入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料 を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3)入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、 全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1)入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に 誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を 入札書に明記することとする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその 名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官環境省地球環境局長殿と記載)及び「平

成29年6月21日開札[平成29年度バイオマスボイラーからの温室効果ガス排出量の実態把握に関する調査委託業務]入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による 委任状を持参しなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 代理人等が委任状を持参しない入札
- ④ 書面による入札において記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- Ⅲ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ② その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時

刻に端末の前で待機しなければならない。

- (3)入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、 電子調達システムによるくじ引きを行い、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印(外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。) し、落札決定の日から10日以内(期終了の日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。) に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)、ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している とき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。) が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、 発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 殿

住 所会 社 名代表者氏名

印

(復) 代理人

印

注)代理人又は復代理人が入札書を持参して入札 する場合に、(復)代理人の記名押印が必要。 このとき、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 : 平成29年度バイオマスボイラーからの温室効果ガス排出量の

実態把握に関する調査委託業務

3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。

4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 殿

住 所会 社 名代表者氏名

印

電子調達案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名:平成29年度バイオマスボイラーからの温室効果ガス排出量の 実態把握に関する調査委託業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由 (記入例)電子調達システムで参加する手続が完了していないため

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 殿

住所(委任者)会社名代表者氏名

印

代理人住所 (受任者) 所属(役職名) 氏 名

印

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 平成29年度バイオマスボイラーからの温室効果ガス排出量の実態把握に関する 調査委託業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 殿

代理人住所

(委任者) 所属(役職名)

氏 名

印

復代理人住所

(受任者) 所属(役職名)

氏 名

印

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

平成29年度バイオマスボイラーからの温室効果ガス排出量の実態把握に関する調査委託業務の入札に関する一切の件

委 託 契 約 書

支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 鎌形 浩史(以下「甲」という。)は、〔相手方商号・名称、代表者役職・氏名〕(以下「乙」という。)と平成29年度バイオマスボイラーからの温室効果ガス排出量の実態把握に関する調査委託業務(以下「委託業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき委託業務を行うものとする。

(委託費の金額)

第2条 甲は、乙に金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円 を超えない範囲内で委託業務に要する費用(以下「委託費」という。)を支払う。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28 条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及 び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 平成30年3月30日

納入場所 環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

(監督)

- 第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。
- 2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(報告書の提出)

- 第7条 乙は、この委託業務が完了したときは、環境省委託契約事務取扱要領(平成13年環境省訓令第27号。以下「要領」という。)による委託業務完了報告書(以下「報告書」という。)を作成し、第3条に定める履行期限までに甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、第3条に定める履行期限の経過後30日以内又は委託業務実施年度の翌年度の 4月10日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載し、委託費の支出内容を明 らかにした委託業務精算報告書を要領により作成して、甲に提出しなければならない。

(検査)

第8条 甲は、前条第1項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以 内又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契 約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければな らない。 (委託費の額の確定)

- 第9条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めたときは、第7条第2項の報告書に基づき委託費の額を確定し、乙に通知する。
- 2 前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と第2条第1項に規定する委託費の金額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払い)

- 第10条 乙は、前条第1項の規定による通知を受けた後に、委託費の支払いを請求する ものとする。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、概算払に係る環境大臣と財務大臣との協議が整った場合においては、必要があると認められる金額について、乙の請求により概算払をすることができるものとする。この場合乙は、委託業務の進捗状況及び必要経費を明らかにし、要領による概算払請求書とともに甲に提出するものとする。
- 3 官署支出官は、第1項又は第2項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に委託費を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、前条第3項の約定期間内に委託費を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えると きは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

(仕様書の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止等)

- 第14条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、 乙は、甲と協議の上契約の解除又は変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第12条までの規定に準じ精算 する。

(契約の解除)

- 第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は 一部を解除することができる。
 - 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがない と認められるとき。
 - 二 乙が第5条、第24条又は第30条の規定に違反したとき。
 - 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正な行為を行い、又は監督官等

の職務の執行を妨げたとき。

- 四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約 を解除することができる。
 - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催 告することなくこの契約を解除することができる。
 - ー 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 4 甲は、前三項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、既に支払った 委託費の全部又は一部の返還を、期限を定めて乙に請求することができる。

(再受任者等に関する契約解除)

- 第16条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同 事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手 方をいう。以下同じ。)が第15条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対 象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除 し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任 者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任 者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講 じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第17条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約 金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 甲が第15条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
 - 二 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- 三 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 四 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 五 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲が その超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第18条 甲は、第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除 した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙は、甲が前項の規定により損害の賠償を請求した場合は、損害金として甲の指定す る期間内に支払わなければならない。

(延滞金)

第19条 乙は、第15条第4項の規定による委託費の返還、第17条の規定による違約金等の支払い、又は前条第3項の規定による損害金の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までに日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(表明確約)

- 第20条 乙は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、 将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」とい う。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとと もに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要 な協力を行うものとする。

(かし担保)

第22条 甲は、仕様書による成果物を受理した後1年以内に隠れたかしを発見したとき は、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。 (著作権等の継承)

第23条 乙が委託業務の実施により取得した著作権等の無体財産権は、委託業務の終了 とともに甲が継承するものとする。

(秘密の保全)

- 第24条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用 してはならない。
- 2 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合のほかは、委託業務の結果について 発表又は出版等結果の公表を行ってはならない。

(再委託等契約内容の制限)

第25条 乙は、第5条の規定により再委託を承認された場合に乙が行う委託契約中に前 二条と同様の規定を定めなければならない。

(帳簿等)

- 第26条 乙は、委託費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を 明らかにしておかなければならない。
- 2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務の精算が完了した 日又は中止(廃止)の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5 年間保存しなければならない。

(委託業務の調査)

第27条 甲は、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託 費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものと する。

(財産の管理)

- 第28条 乙は、委託費により財産を取得した場合は、第7条第1項の規定による報告書 を提出するまで又は甲が提出を求めたときに甲に届け出なければならない。
- 2 乙は、委託費により取得した財産を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 この委託業務を実施するに当たって委託費により取得した財産(以下「取得財産」という。)の所有権(取得財産に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。)については、委託業務が完了(乙が、複数年度にわたり実施することを前提としている場合には、最終年度に当たる委託業務が完了するときとする。以下同じ。)若しくはこの契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。
- 4 乙は、第1項の財産のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。

(財産管理に係る費用の負担等)

第29条 乙は、委託業務の終了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を 負担するとともに、当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙以外の第三 者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第30条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を 得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第31条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 東京都千代田区霞が関1-2-2

氏 名 支出負担行為担当官

環境省地球環境局長 鎌形 浩史

印

乙 住 所 氏 名

印

平成29年度バイオマスボイラーからの温室効果ガス排出量の 実態把握に関する調査委託業務 仕様書

1. 業務の目的

我が国では、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)に基づき温室効果ガス排出量の削減を進めており、各種の地球温暖化対策・施策が実施されている。これらの対策・施策の実施は、主として温室効果ガス排出係数の低下に寄与することが期待される。対策・施策の効果を国際連合気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局に毎年提出する温室効果ガス排出・吸収目録(インベントリ)に正確に反映するには、対策・施策に応じて排出係数を正確に設定することが必要となる。

しかし、現在のエネルギー分野の固定発生源(工場や施設等)でのバイオマス燃料の燃焼に伴うメタン及び一酸化二窒素排出量の算定で使用している排出係数は、これまでバイオマス燃料の排出実態に関する知見が得られず、我が国の実態に即した排出係数を設定することは困難であったため、2006 年 IPCC ガイドライン¹に示されたデフォルト排出係数を利用しており、これらの排出係数を使用して算定した温室効果ガス排出量は、我が国の排出実態を反映していない可能性がある。

以上の背景を踏まえ、本業務では、バイオマスボイラーにおける燃料の燃焼に伴う 温室効果ガス排出係数を実測調査に基づき新たに開発し、より実態に沿った排出量を 算定することで、対策や施策を反映した当該排出源の排出実態を正確に算定すること を目的とする。

2. 業務内容

(1) 既往調査・研究事例の収集

我が国のエネルギー分野のインベントリに関連する以下の排出源を対象に、温室効果ガス排出係数に関する国内の既往調査・研究事例を収集し、排出係数設定の考え方・排出係数の適用対象活動・排出係数算定方法・排出係数算定に用いた個別データの分析方法・排出係数設定に関する課題等を整理する。

<検討対象とする温室効果ガス排出源>

- ・ バイオマスボイラーの焼却に伴う二酸化炭素排出
- ・ バイオマスボイラーの焼却に伴うメタン排出
- ・ バイオマスボイラーの焼却に伴う一酸化二窒素排出

(2) 附属書 I 国インベントリにおける排出係数設定状況の調査

気候変動に関する国際連合枠組条約における附属書 I 締約国におけるバイオマスボイラーの焼却に伴う温室効果ガス排出係数設定状況を調査し、附属書 I 締約国ごと

¹ 「2006 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories」、IPCC のホームページ(http://www.ipcc-nggip.iges.or.jp/public/2006gl/)よりダウンロード可能

の温室効果ガス排出量算定方法・排出係数設定方法・排出係数の適用対象活動・温室効果ガス排出量等を整理する。なお、本調査には、附属書 I 締約国が 2017 年に条約事務局に提出した国家インベントリ報告書 (National Inventory Report) 及び共通報告様式 (Common Reporting Format) ²を用いることとする。

(3) バイオマスボイラーに関する基礎情報の収集

我が国のバイオマスボイラーに関する既往調査・研究事例を収集し、国内で利用されているバイオマスボイラーの施設種類や今後の施設導入動向、バイオマスボイラーで利用されている燃料及び燃料の調達等に関する情報を整理する。

(4) バイオマスボイラーにおける燃焼による排出係数の実測調査

バイオマスボイラーにおける燃料の燃焼によるメタン及び一酸化二窒素排出係数の実測調査を行う。調査対象の施設は、日本国内で稼働するバイオマスボイラーの実態に沿った排出量を算定することを目的としていることを踏まえ、施設の種類・規模等を考慮し、10 施設程度を選定すること。

なお、実測調査は主に民間の発電・熱利用施設を対象に行うこととなるため、調査の実施に先立って直接現地に赴いて施設所有者に調査内容を説明し、了解を得る必要があり、また、調査スケジュールの調整等を綿密に行う必要がある点に留意すること。

(5) 実測調査結果に基づく新たな排出係数の算定及び検証

(4)の結果で得られる実測調査結果をもとに、バイオマスボイラーにおける燃料の燃焼に伴うメタン及び一酸化二窒素排出係数を算定する。算定した新たな排出係数について、現行インベントリの排出係数及び IPCC の作成するガイドラインに示されるデフォルト排出係数との差異の要因を分析し、算定された新たな排出係数の妥当性を評価する。また、算定した新たな排出係数を用い、インベントリの算定年度(1990~2015年度)におけるバイオマスボイラー全体の温室効果ガス排出量に与える影響を評価する。上記の妥当性評価に当っては、必要に応じて、学識経験者等へのヒアリングを実施する。ヒアリングの実施にあたっては、ヒアリング先に謝金(1時間あたり7,900円)を支給すること。

加えて、試算した新たな排出係数について、「環境省温室効果ガス排出量算定方法 検討会」で定める我が国の不確実性評価手法に準拠した方法を用い³、排出係数の不 確実性評価を行う。

-

² UNFCC ホームページより(http:/unfccc.int/2860.php)よりダウンロード可能

³ 環境省ホームページ(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/santei_k/index.html)よりダウンロード可能

(6) 温室効果ガス排出量算定方法検討会 エネルギー・工業プロセス分科会への資料提供 供

我が国のインベントリ作成体制において、エネルギー分野の算定方法等に関する検討を担う「環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会 エネルギー・工業プロセス分科会」(本業務とは別に開催)等に対し、環境省担当官と協議の上、実測調査結果及び新たな排出係数の試算結果に関する検討結果等を随時提供する。

同分科会からの指摘事項については、環境省担当官及び関係者と協議の上、速やかに適切に対応する。

(7) 報告書等の作成

(1)~(6)で行った業務内容、その成果等を報告書として取りまとめ、環境省に提出する。なお、取りまとめに当っては環境省と連絡を密にすること。

3. 業務実施期間

契約締結の日から平成30年3月30日までとする。

4. 成果物

報告書 20 部 (A4 判 150 頁程度)

報告書の電子データを収録した電子媒体(DVD-ROM) 1式 報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 環境省 地球環境局 総務課 低炭素社会推進室

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。) は、環境省が保有するものとする。
- (2) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に 二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (3) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (4) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (5) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の 使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施 方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
 - (参考)環境省情報セキュリティポリシー

http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf

7. その他

(1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成29年2月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針 206 頁、表 3 参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針 207 頁、表 4 参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

- (1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。
- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネットhttp://www.eic.or.jp/library/dic/)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (http://www.japaneselawtranslation.go.jp/)
- (2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。
 - ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
 - ・記号はすべて半角。例:「""」→「″″」、「`」「'」→「'」、「ー」→「ー」
 - ・化学物質は英文名+化学記号(半角の英数字)。1/4 文字にしない。二度目以降 は化学記号のみでも可。例: carbon dioxide (CO2)
 - ・環境省の略称は「MOE」(大文字)

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows 10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
- ・文章; Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- 計算表;表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・画像;BMP形式又はJPEG形式
- (3)(2)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース

及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

平成29年度バイオマスボイラーからの温室効果ガス排出量の 実態把握に関する調査委託業務に関する提案書作成・審査要領

環境省

本書は、平成29年度バイオマスボイラーからの温室効果ガス排出量の実態把握に関する調査委託業務に関する提案書の作成、審査等の要領を提示するものである。

I 提案書作成要領

1. 提案書の構成及び作成方法

以下に、「平成29年度バイオマスボイラーからの温室効果ガス排出量の実態把握に 関する調査委託業務に関する提案書の評価基準表」(以下「評価基準表」という。)か ら「評価項目」及び「要求要件」を転載する。

	評価項目		要求要件
大項目	中項目	小項目	
0. 仕様書の	の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項
			に反し、又は矛盾する提案がないこと。
1. 業務の基	基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての
			基本方針を記述すること。
2. 業務の気	女松士光		
2. 未伤V/3		0 (1) (0)	
		2.(1),(2)	既往調査・研究事例の収集方法及び付属書
	の業務内容		I 国インベントリにおける排出係数設定
			状況の調査方法について提案すること。
	2. 2仕様書	2. (3)の業	バイオマスボイラーに関する基礎情報の
	務内容		収集方法について提案すること。
	2.3仕様書	2.(4),(5)	バイオマスボイラーにおける燃料の燃焼
	の業務内容		による排出係数の実測調査やその結果に
			基づく新たな排出係数の算定及び検証方
			法について提案すること。

	9 4 仕样聿9 (6)の業	温室効果ガス排出量算定方法検討会 エネ
	務内容	ルギー・工業プロセス分科会への資料提供の 方法について提案すること。
	2. 5 追加的業務の提案	本業務目的を達成するために必要と考えら れる追加的業務の提案があれば、具体的に記 述すること。
3. 業務の領	美施計画	仕様書及び追加的業務(提案がある場合)に 係る作業事項を作業進行予定表にまとめる こと。
4. 業務の第	実施体制	
	4. 1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。
	4.2 従事者の実績、能力 、資格等	業務に従事する者の類似業務(温室効果ガスインベントリに関する業務)の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。
5. 組織の第	·	
	類似業務の実績	過去に類似業務の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。
6.組織の環 取得状況		事業者の経営における事業所(本社等)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

- 1) 「はじめに」の項を冒頭に設け、「本書は、平成29年度バイオマスボイラーからの温室効果ガス排出量の実態把握に関する調査委託業務仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。」と必ず記載すること。このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、評価項目「0.仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。
- 2) 「はじめに」以下は、上記評価項目に従い「1.業務の基本方針」から「7.組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況」までの各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること(別添様式参照)。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。
- 3) 提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料○参照」と記載して、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易にわかり難い添付資料は、添付されなかったとみなすことがある。
- 4)提案書は、難解な専門用語には注釈を付す、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

2. 提案書様式、提出部数等

提案書は、別添様式を踏まえて作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。提案書の分量は、様式記載の通りとすること。

提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ1式を6部提出すること。

環境省から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先(電話番号、FAX番号及びメールアドレス)を記載すること。

3. 留意事項

(1) 落札した者が提出した提案書は、仕様書とともに原則としてそのまま契約書に添付され、本業務の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

Ⅱ 提案書の審査及び落札決定の方法

- 1. 落札方式及び得点配分
 - 1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2)によって得られた総合評価点の最も高い者 を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点をすべて獲得していること。
- 2)総合評価点の計算方法

総合評価点=技術点+価格点

技術点=基礎点+加点 (満点200点)

*技術点は、環境省に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値 を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

価格点=100×(1-入札価格÷予定価格)

- *価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。
- 3) 基礎点部分の採点

技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

- 4) 加点部分の採点
 - ①配点5点の場合、技術上の基準に基づき、

秀:5点

優:4点

良: 3点

準良:2点

可:1点

不可: 0点

- の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。
- ②基礎点がある項目に係る加点部分の「不可:0点」とは、基礎点の基準は満たす (基礎点は得点)が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

2. 提案書審査(技術点の採点)の手順

- 1)入札資格を有する者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必 須とされた項目の基礎点に係る評価を提案書審査委員会の各委員が行う。各委員の評 価結果を同委員会で協議し、委員会において各必須項目毎に基礎点の獲得の可否を判 断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格(基礎点を付与)とし、 それ以外の提案書は不合格とする。
- 2) 合格した提案書について、各委員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があった場合は、事後の採点の修正は公平性及び透明性を阻害するおそれがあることから集計から除外することとして取り扱う。確定した各委員の採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

3. 落札決定

2. による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 殿

住所 商号又は名称 代表者氏名

印

平成29年度バイオマスボイラーからの温室効果ガス排出量の 実態把握に関する調査委託業務に関する提案書の提出について

標記の件について、別添のとおり提出します。なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

平成29年度バイオマスボイラーからの温室効果ガス排出量の 実態把握に関する調査委託業務に関する提案書

	さん コン
提案書作成責	11十石

(株) ○○ △部×課 ○○○

電話番号、FAX番号、メールアドレス

はじめに

本書は、平成29年度バイオマスボイラーからの温室効果ガス排出量の実態把握に関する調査委託業務仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。

1. 業務の基本方針

(作成注)	
仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。	

(※) A4判4枚以内とする。

2.	業務の実施方	法	
		(1)、(2)の業務内容	
	- 11 11/2	(-) - NL 76 1 1 1 1	
2.	2 仕様書 2.	(3)の業務内容	
2.	3 仕様書 2.	(4)、(5)の業務内容	
	- 121144 12 - 1		
2.	4 仕様書 2.	(6)の業務内容	
2.	5 追加的業務		
∠ .	JUMIJ未伤	·/] 此来	

(※) 各提案ごとにA4判4枚以内とする。

3	業務の実施計画	刯

時 期	内容
() • ()	

(※) A4判4枚以内とする。

4	業務の実施体制
_	

4	1 執行休制	役割分担等
-	1 +/1 /+>	

(※) A4判4枚以内とする。

- 4. 2 従事者の実績、能力、資格等
- (1) 本業務に従事する主たる担当者

氏 名		生年月日	
所属・役職		経験年数	
		(うち本業務の類	似業務従事年数)
		年	(年)
専門分野			
所有資格			
経歴(職歴/学	(位)		
所 属 学	会		
類似業務の実績			
業務名	業務内容		履行期間
			年 月~ 年 月
主な手持ち業務	の状況(平成 年 月	日現在 件)	
業務名	業務内容		履行期間
		_	年 月~ 年 月

- (※) 手持ち業務の欄は契約金額が500万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。
- (2) 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

氏 名					生年月日					
所属•役職					経験年数					
					(うち本	業務の類	頁似業務	6 従事年	F数)	
						:	年(年)
専門分野										
所有資格										
経歴 (職歴/	/学位)									
所属学会										
類似業務の第	 尾績									
業務名	業	 努内容					履行其	月間		
							年	月~	年	月
主な手持ち第	美務の状	況(平成	年	月	日現在	件)				
業務名	業	 努内容		_			履行其	用間		
							年	月~	年	月

- (※) 手持ち業務の欄は契約金額が500万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。
- (※)以下複数人ある場合は、同様の様式にて記入する。

5. 組織の実績

業務名		
発注機関		
(名称、所在地)		
(受注者名)		
(受注形態)		
履行期間		
業務の概要		
技術的特徴		
主たる担当者の従事の有無		
() 0 () 1 . 124 15 . 2	 The Same Same	

- (※) 本様式は、A4判4枚以内に記載すること。
- (※)業務名は10件まで記載できるものとする。
- (※)発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。
- (※)業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。
- (※) 実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し(下請の場合のみ) を添付すること。
- 6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況

認証の名称: (認証期間:平成○年○月○日~平成○年○月○日)	認証の有無:		
	認証の名称:	(認証期間:平成○年○月○日~平成○年○月○日)	

- (※) 証明書の写しを添付すること。
- (※) <u>事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、取得しており、か</u>つ、提案書提出時点において認証期間中であるものに限る。
- 7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無:	
認定等の名称:	(認定段階: (認証期間:平成○年○月○日~平成○年○月○日)

(※) えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定に

ついては認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律に基づく一般事業主行動計画(策定義務のない事業主(常時雇用する労働者が300人以下のもの)が努力義務により届出たものに限る。)について は労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。

- (※) 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階(1~3)を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- (※)事業者の経営における主たる事業所(本社等)において取得しており、かつ、 提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- (※) 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書(内閣府男女共 同参画局長の押印があるもの)の写しを添付すること。

19 19 19 19 19 19 19 19		西項目	要求要件	評価		得点配分			の基準	加点の
### 15 日本の主力を対している。	大項目	中項目	27211	区分	合計	基礎点	加点	基礎点	加点	採点
### 20 (19 1) 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2	0. 仕様書	書の遵守		必須	5	5	-	り、業務の目的や作業事項に反し、又は	_	_
2 1 15	. 業務の	基本方針		必須	10	5	5			
世界の	2. 業務の)実施方法								-
		書2. (1)、(2) の業務内	書 I 国インベントリにおける排出係数設定	必須	15	5	10			
# 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		書2. (3) の業務内		必須	25	5	20	収集方法が具体的に提案されているこ		
## 2 (6) の業務的 関係の方法について投票がある場合のできない。		書2. (4)、(5) の業務内	よる排出係数の実測調査やその結果に基	必須	30	5	25	による排出係数の実測調査やその結果 に基づく新たな排出係数の算定及び検証	係数を見据えたものになっていること。また、算定方法の検証方法が適当であるこ	
おおる追加的業務の世来があれば、具体 信楽 5		書2. (6) の業務内	ネルギー・工業プロセス分科会への資料	必須	10	5	5	ネルギー・工業プロセス分科会への資料 提供の方法が具体的に提案されているこ		
# 素称の実施計画 (的業務の	られる追加的業務の提案があれば、具体	任意	5	-	5	-	達成する上で必要かつ適切なものである	
4 1 特別	3. 業務の)実施計画	に係る作業事項を作業進行予定表にまと	必須	5	5	-		-	
株別、日本の	4. 業務の)実施体制								
4 2 度等		体制、役	名・役職、従事者の役割分担、従事者数、	必須	35	5	30		的・効果的な人員配置、内・外部の協力体	
類似業務 過去に類似業務の実績があれば、業務 名、それぞれの概要等を記載すること。 任意 25 - 25 - 25 - 25 - 25 - 25 - 25 - 25		者の実 績、能 力、資格	ガスインベントリに関する業務)の実績、本 業務に関係する能力の資料、資格等を明 示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の 業務従事期間中における本業務以外の手	任意	25	-	25	-	効果ガス排出に関する業務及び温室効果 ガスインベントリに関する業務実績等を1 件有していれば可(5点)とし、以降はその	
類似業務 過去に類似業務の実績があれば、業務 名、それぞれの概要等を記載すること。 任意 25 - 25 - 25 - 25 - 25 - 25 - 25 - 25	5 組織の	宇結								
類似業務 の実績 名、それぞれの概要等を記載すること。 任意 25 - 25 - 25 - 25 - 25 - 25 - 25 - 25	J. 小旦小収 ()	大根			1				過去に鹵棄物公野における温安効果ガブ	
組織の環境マネース・フェーデージ、地方公共団体による認識を 使のうち、第三者による環境マネジメント認証取 得状況 一				任意	25	1	25	-	排出に関する業務及び温室効果ガスイン ベントリに関する業務の実績が1件以上あれば可(5点)とし、以降はその件数や業	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という)、次世代育成支援対策推進法に基づ(股本主行動計画等に		ステム認証	おいて、ISO14001、エコアクション21、 エコステージ、地方公共団体による認証制度のうち、第三者による環境マネジメント 認証取得の有無、有の場合は認証の名称 を記載し、証明書の写しを添付すること。 ただし、提案書提出時点において認証期	任意	5	-	5	-	社等)において、環境マネジメント認証取	
小計 200 40 160 加点百計 基礎点 価格点 100 価格点	イフ・バラン	ンス等の推	する法律(以下「女性活躍推進法」という)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、ブラチナくるみん認定、ユール認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、企の確認通知書の写しと添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等	任意	5	-	5	-	・1段階目(※1) 2点 - 2段階目(※1) 4点 - 3段階目 5点 - 3段階目 5点 - 3段階目 5点 - 5月間間 (※2) 1点 ※1 女性活躍推進法上基づく一般事業主行動計画等に関する命令事を第1項第1号々の項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず売上すことが必要。 定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が努力権第1より提出、建業者提出時点で 計画期間が満了していないものに限る。 次世代法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定 定)・、イスカム認定 4点 著者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点 著者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点 ※複数の認定等に該当る場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けて いる外国法人については、相当する各数定等付当を認定	
小計 基礎点 基礎点 価格点 100					200	40	160			1
価格点 100 価格点				小計						
総計 300 総合評価点				価格点	100					_
				総計	300				総合評価点	Е

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀:5点、優:4点、良:3点、準良:2点、可:1点、不可:0点の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。 基礎点がある項目に係る加点部分の「不可:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

◆環境マネジメントシステム認証制度の例◆

事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくこと(環境保全の取組に係るPDCAサイクル)を「環境マネジメント」といい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS)という。その主な例は以下のとおりであるが、他にも地方版のEMSや、運送事業者を対象としたグリーン経営認証制度などがある。

全国版EMS	ISO14001	エコアクション21	エコステージ
概要	ISO審査登録機関及び認定機 関で構成。国際的に認められ た第三者認証制度。1996年に 制定。	も取り組みやすい環境マネジメントシステム。2004年に開始。 把握すべき環境負荷指標を特定しているほか、環境活動レ	ISO14001取得前から取得後も含めた環境マネジメントシステム。5段階の認証ステージがある。エコステージ2はISO14001の要求事項を全て含んでおり、エコステージ2の認証を取得できれば、ISO14001に挑戦可能なレベルとなる。
事務局の母体となる団体	ISO(国際標準化機構)	持続性推進機構	エコステージ協会

地方版EMSの例:

地方版EMSの例: 北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES), 青森環境マネジメントフォーラムAES, いわて環境マネジメントフォーラムIES, みちのく EMS, 三重環境マネージメントシステム(M-EMS), 宝塚環境マネジメントシステム(TEMS), 神戸環境マネジメントシステム(KEMS)、京都環境マネジメントシステムスタンダード(KES)等